## 『点数表改定のポイント』2016年4月版 正誤

(2016. 4. 20 現在)

水色表示は前回(4月11日)からの追加分です

頁	ま削凹 (4 月 II F <b>訂正箇所</b>	1)からの追加分です <b>誤</b>	正
48	上から13行目		吸入補助器具の <b>使用</b> 方法等について…
187	右段、下から5	上記 13~47 までの検査を1回に採取した血液で <b>2</b> 項目	上記 13~47 までの検査を1回に採取した血液で <b>3</b> 項
101	行目	以上行った場合は…	目以上行った場合は…
193	最下行	A 群 β 溶 <b>蓮</b> 菌迅速試験定性、···	A 群 β 溶 <b>連</b> 菌迅速試験定性、···
197	上から3行目	2 項目以上 <b>腫瘍マーカー</b> 検査を行った…	2 項目以上 <b>自己抗体</b> 検査を行った…
243	上から3~4行	···B001-2-9 地域包括診療 <b>科</b> 、B001-2-10 認知症地域	···B001-2-9 地域包括診療料、B001-2-10 認知症地
	目	包括診療 <u>科</u> の算定要件が…	域包括診療 <u>料</u> の算定要件が…
269	下段、例②の	例② 2016年 12月1日に管理料を算定し、その後	例② 2016年 11月1日に管理料を算定し、その後
	図	2017 年 <b>3</b> 月1日に再算定	2017 年 <b>2</b> 月1日に再算定
269	例②の図中、 横軸の日付	10/11 <u>12</u> /1 11/29 (2017 年) <u><b>3</b></u> /1	10/11 <b>11</b> /1 11/29 (2017年) <b>2</b> /1
269	例②の図中、 右下の説明	2017年 <b>3</b> 月1日以降最初のリハビリテーション実施日に管理料を算定しなければ、90/100に減算される。	2017年 <b>2</b> 月1日以降最初のリハビリテーション実施日に管理料を算定しなければ、90/100に減算される。
275	上から7行目	有する <b>常勤</b> 医師…	有する <b>崇勤</b> 医師…
408	表中の手術料 名	K677-2 <b>肛</b> 門部胆管悪性腫瘍手術	K677-2 <b>肝</b> 門部胆管悪性腫瘍手術
437	下から4行目	「セルブロック法によるもの 800点」…	「セルブロック法によるもの 860点」…
492	上から 12 行目	(14)ADL 維持向上等体制加算の算定終了後、引き続	(14)ADL 維持向上等体制加算の算定終了後 <b>の患者</b>
		き疾患別リハビリテーション等を提供した場合は、1	<u>に対して</u> 、引き続き疾患別リハビリテーション等を
		日6単位まで算定するとされた。	提供した場合は、 <b>当該加算に専従の理学療法士</b>
			等であっても、専従の理学療法士等1人につき、
507	下の表中上		1日6単位まで算定 <b>でき</b> るとされた。
301	から4段目	入院基本料 重症度、医療・ 看護必要度	入院基本料 重症度、医療・ 看護必要度
		7対1入院基本料 25%以上	7対1入院基本料 25%以上
		10 対1入院基本料	10 対1入院基本料 <b>測定・評価</b>
		<b>測定・評価</b>	13 対1入院基本料
509	上から10行目	ウ 医療区分2の「うつ症状に対する治療を実施し	ウ 医療区分2の「うつ症状に対する治療を実施
		ている状態」 <b>について、精神保健指定医がうつ症状</b>	している状態」 <b>のうち「うつ症状に対する薬を投</b>
		に対する薬を投与している場合に限定された。	<u>与している場合」に該当するためには精神保健指</u>
			定医が処方することが要件になった。
510	上から 16 行目	なお、在宅に退院した患者数は在宅復帰率の計算対	なお、在宅に退院した患者数は、自院の他病棟か
		<b>象と同様</b> 、自院の他病棟からの転棟患者については 1カ月以上当該病棟に入院している患者、他院から	らの転棟患者については1カ月以上当該病棟に入 院している患者、他院からの転棟患者については
		の転棟患者や在宅等から入院した患者については当	当該病棟への入院期間を問わず計算に含める。
		該病棟への入院期間を問わず計算に含める。	
523	②療養病棟	<入院初日>	医師事務作業補助体制加
	で算定可能な	<入院中1回>	<入院初日> <b>室間事初作米間切体的加 算</b>
	入院基本料	<1日につき> 医師事務作業補助体制加算	<入院中1回>
	等加算		<1日につき>
533	②精神病棟	<入院初日>	医師事務作業補助体制加
	で算定可能な	<入院中1回>	<入院初日>
	入院基本料 等加算	<1日につき> 医師事務作業補助体制加算	<入院中1回>
	サルチ		<1日につき>
534	上から17行目	(5)脳卒中後遺症による重度の意識障害の患者が 90	(5)脳卒中後遺症による重度の意識障害の患者が
		日を超えて障害者施設等入院基本料を算定する	90 日を超えて障害者施設等入院基本料を算定
		病棟に入院している場合、特定患者に該当する場	する病棟に入院している場合 <b>でも、引き続き、</b>
		合は特定入院基本料を算定する。	特定患者には該当しない (算定方法は (1)、(2) 参照)。
			<u>₩₩/o</u>
	下段表中「入 院 基 本 料 加		
540	算」欄を右に	│ 入院基本料等加算 │ 障害者施設等入院基本料の規	定に従って算定する。
	変更		

頁	訂正箇所	誤	正
541	フローチャート 上部を削除	該当する 入棟患者が特定患者に該当するか?	_(削除)_
		特定入院基本料を算定 該当しない	※P534 の関係で削除
542	(2)算定点数 ②入院基本料 及び入院基本 料への加算(1 日につき)	<b>医療区分1・2の「算定点数」、</b> <b>網掛け点数を</b> ※医療区分1・2の患者は、日数に	<u>・すべて削除</u>
548	下から 14 行目	当該病床における直近 3 ヵ月間の在院患者 <sup>※1</sup> 延ベ日数  当該病床における当該 当該病床における当該 当該病床における 当該 3ヵ月間の新規入院患者数 <sup>※2</sup> 当該病床における 当該 3ヵ月間の新規入院患者数 <sup>※3</sup> ・ 2	
551	上から2行目 の次に追加、 以降番号を繰 り下げ	<u>(医療区分の定義等)</u> (1) 医療区分の項目の定義と留意点が新設・変更された(療養病棟入院基本料を参照。→P509)	
566	下から 12 行目 の次に追加	(6)加算1は、医師事務作業補助者の延べ勤務時間の8割以上の時間、医師事務作業補助の業務が病棟又は外来で行われていることが要件であるが、医師の指示に基づく診断書作成補助及び診療録の代行入力に限り、当該保険医療機関内での実施の場所を問わず、病棟又は外来における医師事務作業補助の業務時間に含めることとされた。	
577	下から9行目	(1)月平均で夜間 75 対1の看護補助者配置を満たした 場合…	(1) <b>13 対 1 入院基本料算定病棟であって、</b> 月平均で 夜間 75 対1の看護補助者配置を満たした場合…
578	上から1行目	(4)「病院勤務医の負担の軽減及び <b>処置</b> の改善に資す る体制」の整備が…	(4)「病院勤務医の負担の軽減及び <b>処遇</b> の改善に資する体制」の整備が…
578	下から6行目 の(2)~(5)略 を右に変更	(2)~(3) (略) (4) 夜間 75 対1看護補助加算の施設基準 イ 当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は数を増すごとに1に相当する数以上である。 ロ 13 対1入院基本料(一般病棟入院基本料又は専 ハ 看護補助加算1、看護補助加算2又は看護補助加算2 を動時間帯に看護補助者を配置している。 ロ 夜間における看護業務の負担の軽減に資する十つのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、いるでは、では、では、いるでは、いる	門病院入院基本料に限る)を算定する病棟である。 口算3を算定する病棟である。 分な業務管理等の体制が整備されている。 口算3を算定する病棟である。
615	上から4行目	(新設) → 1 精神疾患診療体制加算(入院初日) 2 精神疾患診療体制加算(入院初日)	(新設) → 1 精神疾患診療体制加算 <u>1</u> (入院… 2 精神疾患診療体制加算 <u>2</u> (入院…
616	下から8行目	ア 当該病棟の入院患者数に対して常勤の医師が <u>10</u> <u>対1</u> 以上配置されている。	ア 当該病棟の入院患者数に対して常勤の医師が 16 対1以上配置されている。
619	上から 18 行目	<b>ア</b> 入院前に6種類以上の内服薬… <b>イ</b> 精神病棟に入院中の患者であって…	<ul><li></li></ul>
623	上から3段目	項目     病院の入院基本料       一般     障害者	項目 病院の入院基本料 一般 障害者
		A213 看護配置加算   ○※     ✓   ✓ <t< td=""><td>A213 看護配置加算   ○※<u>3</u>     ○※<u>4</u></td></t<>	A213 看護配置加算   ○※ <u>3</u> ○※ <u>4</u>
626	表中上から6	項目 一般 A247 認知症ケア加算1 14 日以内 15 日以上 認知症ケア加算2 14 日以内 〇※1	病院の入院基本料 療養 精神 結核 障害者  ○※1 ○※1 <b>○※1</b>
020	段目	15 日以上 身体的拘束実施	

頁	訂正箇所	誤	正
626	表中最下段	項目 病院の入院基本料 障害者 A250 薬剤総合評価調 <u>O</u>	項目 病院の入院基本料 障害者 A250 薬剤総合評価 調整加算
656	上から1行目	(11) 体制強化加算に…当該2名の医師が当該病棟業務に従事する曜日、期間帯等をあらかじめ決めておく、などの基準を満たすこと…	
664	表中上から4段目	支返退院時の FIM 運動 項目の得点Σ各患者の入棟から 退棟までの日数	
666	下から8行目	退院支援加算(1のイ、特定地域の場合) <b>薬剤総合</b> <b>評価調整加算</b>	退院支援加算(1のイ、特定地域の場合)
670	下から 15 行目	によって <b>障害者施設等入院基本料</b> を算定…	によって <b>特殊疾患病棟入院料</b> を算定…
671	下から2行目、 下線を追加	…退院支援加算(1のロ及び2のロに限る)並びに 認知症ケア加算並びに…	…退院支援加算(1のロ及び2のロに限る) <u>並び</u> に認知症ケア加算並びに…
682	下から5行目 下線を削除	…なお、退院支援部署と地域移行推進室は同一でも よい。	<u>…なお、</u> 退院支援部署と地域移行推進室は同一で もよい。
684	上から 13 行目 下線を削除	…なお、退院支援部署と地域移行推進室は同一でも 良い。	<u>…なお、</u> 退院支援部署と地域移行推進室は同一で も良い。
697	上から3段目	特殊疾患病棟 臨修、(準) 超重症、地域、 飛島、安全、感防、患サ、 データ、退支(※21)	特殊疾患病棟 臨修、(準) 超重症、地域、
706	改定の概要 (1)のエ	(Ⅱ)の場合 <u>398</u> 円 → <u>398</u> 円 (据え置き)	(Ⅱ)の場合 <u>420</u> 円 → <u>420</u> 円 (据え置き)
734	表中「東海北 陸厚生局」の 岐阜県の電話 番号	058-249- <u>1882</u>	058-249- <u>1822</u>

最新の正誤表については、保団連 HP(http://hodanren.doc-net.or.jp/)でも紹介していきますので、ご確認下さい。

保団連正誤表 http://hodanren.doc-net.or.jp/

## 『点数表改定のポイント』2016年4月版 追補

■印を付したものは、3月14日以降に示された厚労省告示、通知及び事務連絡等による追捕です。

※厚労省による追加通知・告示(■で示したもの)により、本書による解説内容が変更となる場合があります。随時この正誤表に反映させるようにいたしますので、お手数をおかけしますが、保団連ホームページ(http://hodanren.doc-net.or.jp/)等でご確認いただきますよう、お願いいたします。

水色表示は前回(4月11日)からの追加分です

		/スルbの追加分です 	
頁	訂正箇所	誤	正
<b>5</b> 2	上から 13 行目	同期間内に <u>測定</u> し	同期間内に <b>測定<u>算出</u>し</b>
<b>5</b> 2	上から20行目	(ハ) アで eGFRCr 又は eGFRCys を <u><b>測定</b></u> した	(ハ) アで eGFRCr 又は eGFRCys を <b>測定<u>算出</u>した</b>
<b>5</b> 2	下から 12 行目	別添 <u>7</u> の様式5の8	別添 <b>孝2</b> の様式5の8
<b>■</b> 52	下から 12 行目 の次に右を挿入	【編注】様式5の8「糖尿病透析予防指導管理料の腎不全期患者指導加算に係る届出書添付書類」の様式が訂正された。訂正後の様式は本誌「新点数運用Q&A」の資料1を参照されたい。	
<b>1</b> 74	上から5行目	外来化学療法加算2の	外来化学療法加算 <b>1 若しくは</b> 2 の
<b>1</b> 74	上から7行目	外来化学療法加算2の	外来化学療法加算 <b>1 若しくは</b> 2 の
<b>8</b> 9	上から 17 行目	(1) 地域連携診療計画加算の施設基準に係る届出は	
	の(1)を右に修正	<del>続きの取扱いについて」の</del> 別添 <del>72</del> の様式 12 により届け出ること。これに添付する地域連携診療計画は「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 <del>72</del> の様式 12 の2に準じた様式を用いる。	
<b>9</b> 2	様式7の8の②	小児科外来診療料 <b>の届出を行って</b> いる	小児科外来診療料 <b>を算定して<del>の届出を行って</del>いる</b>
■92	様式 7 の8の欄 外 1	1. ②について、確認できる資料の写しを添付のこと。	1. ②について、確認できる資料の写し <u>(小児科外来</u> <b>診療料については、例えば診療報酬明細書の写</b> <u><b>し等</b></u> )を添付のこと。
■98	表中【同月算定 不可欄】に右を 追加	<u>鼻腔栄養</u>	
<b>■</b> 109	上段下から1行 目	を記入すること。	を記入 <b>し、併せて「在宅療養支援診療所に係る報告</b> 書(様式 11 <b>の3)」を添付</b> すること。
<b>■</b> 110	上段9の(3)	(3) 緩和ケア病棟又は1年間の看取り実績が…	(3) 緩和ケア病棟又は <u><b>在宅での</b></u> 1年間の看取り実 績が…
<b>■</b> 110	上段下から3行目	「在宅療養実績加算に係る報告書」(様式 11 の <u>4</u> ) を添付すること。	「在宅療養実績加算に係る報告書」(様式 11 の <u>5</u> 4)を添付すること。
<b>■</b> 128	下から3行目	J119-4 肛門処置は…	J119-4 肛門処置 <b>及びJ120 鼻腔栄養</b> は…
■130	様式19欄内の2	在宅療養支援診療所(様式 11 <b>の 1</b> )	在宅療養支援診療所(様式 11 <del>Q 1</del> )
■136 ■146	下から10行目	…(編注:2015 年 11 月追加)	…(編注:2015年11月追加)、セクキヌマブ製剤
■ 140 ■ 164	下から7行目	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	- (編注: 2013 年 11 月 旦加) <u>、ピライスマン製剤</u> - · · · 、 <del>及び</del> 脂肪乳剤 <b>及びセクキヌマブ製剤</b>
<b>2</b> 09	下から13 行目	<u>****   *****************************</u>	については、終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定
■209	10,10,11	は算定できない。(原文ママ)	(一連につき)の費用は算定できない。(原文ママ)
<b>2</b> 24	下から 12 行目	は好たくさない。 <u>(<b>ホストト)</b></u>   届出に関する事項	<u>( Eに JE7</u> の負用は昇足(さない。 <del>、M人・・・)</del>
■224	の次に右を挿入	(1) センチネルリンパ節生検(片側)の施設基準に係 (2) 乳腺外科又は外科及び放射線科を担当する医師 専任・非専任の別)及び勤務時間を、別添2の様式	Fの氏名、勤務の態様(常勤·非常勤、専従·非専従、
<b>2</b> 44	下から20行目	(平成 26 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号)	(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 13 号)
<b>2</b> 54	様式 38 の 3	3. 医薬品の <b>採用</b> 状況	3. 医薬品の <b>採用使用</b> 状況
<b>2</b> 66	別表第9の8下	別表第九の七までに規定する患者であって、	別表第九の七までに規定する患者又は廃用症候群
	から5行目	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	リハビリテーション料に規定する患者であって、
■266	別表第10の2の 3の下から1行 目	に掲げる患者であって、	に掲げる患者 <b>又は廃用症候群リハビリテーション料</b> に規定する患者であって、
<b>■</b> 266	別表第10の2の 3の欄外※	※通知上では廃用症候群リハビリテーション料の対象患者も含まれる	<u>削除</u>
■319	上から8行目	特掲診療料の施設基準等別表第10の3( <b>原文ママ。 別表第10の2の4→</b> P318 <b>と思われる</b> )	特掲診療料の施設基準等別表第10の <b>32の4</b> ( <del>原文</del> ママ。別表第10の2の4→P318 と思われる)
■319	下から2行目	児童・思春期精神科 <b>入院医療管理料(原文ママ。児童思春期精神科専門管理加算と思われる)</b>	児童・思春期精神科 <b>入院医療管理料専門管理加算</b> (原文ママ。児童思春期精神科専門管理加算と思 <del>われる)</del>
■320	上から9行目	(2) (1)の他、20 歳未満の患者に対する精神医療の 経験1年以上	(2) (1)の他、 <u><b>主として</b></u> 20 歳未満の患者に対する精神医療 <b>に従事した</b> 発験1年以上
■320	上から 18 行目	別添2の様式 44 の5を用いる。	別添2の <b>様式4及び</b> 様式44の5を用いる。
■321	下から9行目	から( <u></u> )のいずれかに該当する場合は算定することができる。	から(ハニ)のいずれかに該当する場合、及び3種類 の抗うつ薬又は3種類の抗精神病薬を投与する場 合で(二)に該当する場合は算定することができる。

頁	訂正箇所	誤	正
■321	下から3行目	特掲診療料の施設基準等別表第10の3( <b>原文ママ。 別表第10の2の4</b> →P318 <b>と思われる</b> )	特掲診療料の施設基準等別表第10の <b>32の4</b> ( <del>原文</del> ママ。別表第10の2の4→P318 <del>と思われる</del> )
■383	下から 20 行目、 ※の注記を削除	※複数手術の特例に係る手術の一覧表は、2016 年 3月4日に厚労省より示された告示案に基づいて作成している。	(削除)
<b>■</b> 411	上から 12 行目	<del>区分番号「K740」直腸切除・切断術の「4」又は</del> K 740−2 腹腔鏡下直腸切除・切断術の「3」	区分番号「K740」直腸切除・切断術の「4」 <del>又はK</del> <del>740-2 腹腔鏡下直腸切除・切断術の「3」</del>
<b>4</b> 34	上から11行目	イ 遠隔操作式密封小線源治療 <u>加算</u>	イ 遠隔操作式密封小線源治療 <u>装置</u> 加算
<b>4</b> 40	上段下から2行 目	2 標本の <b>送付</b> 側の	2 標本の <b>送付受取</b> 側の
<b>4</b> 40	下段下から4枠目	常勤の医師の氏名	常勤の医師 <u>等</u> の氏名
<b>■</b> 477	下から 14 行目	3 4 診療所の入院基本料の施設基準に係る届出は、別添7の様式5及び様式12 <b>の3</b> から様式12 の10までを用いること。ただし、有床診療所(療養病床に限る。)の特別入院基本料の届出は、別添7の様式12 <b>の3</b> を用い、	3 4 診療所の入院基本料の施設基準に係る届出は、別添7の様式5及び様式12 <b>の3</b> から様式12 の10までを用いること。ただし、有床診療所(療養病床に限る。)の特別入院基本料の届出は、別添7の様式12 <b>93</b> を用い、
<b>■</b> 489	上段※5 の 4 行 目	看護補助者については、夜間急性期看護補助体制 加算及び夜間 75 対1看護補助加算を算定している 場合には、夜勤従事者数を記入すること。	看護補助者については、夜間急性期看護補助体制 加算及び夜間 75 対1看護補助加算を算定している 場合には、夜勤従事者数を記入すること。
<b>■</b> 489	上段※11の次に右を挿入	※12 地域移行機能強化病棟入院料を届け出る場合 数に含めることができること。この場合、当該作業 おいて准看護師として記入すること。	計には、作業療法士及び精神保健福祉士を看護配置
<b>4</b> 99	下から1行目の 次に右を挿入	【編注】様式10の5「7対1入院基本料における自宅等 正された。訂正後の様式は本誌「新点数運用Q&A	
<b>■</b> 503	下から 10 行目	別添7の様式9の4を用いて	別添7の様式9の4(【編注】平成28年3月31日 の通知の一部訂正事務連絡で、様式9の4に修 正が加えられているため注意されたい)を用いて
<b>■</b> 510	下から6行目	(11) 上記の経過措置終了後、以下に該当する場合は、所定点数の 95%で算定することとされた。 (2018 年 3 月 31 日まで) (要届出) ア 看護職員 25 対 1 を満たしていないが、30 対 1 のみ満たしている場合 (医療法上の経過 措置対象の病棟) イ 2016 年 3 月 31 日時点で 6 カ月以上療養病 棟入院基本料 1 または 2 を届け出ていた病棟 であり、医療区分 2・3 の患者割合が 5 割以 上のみ満たせない場合	
<b>■</b> 583	下から 6 枠目、 広島県を右に修 正	5級地 (9点)   広島市(-1)、 <b>安芸</b>	
■584	下から 17 行目 の次に右を挿入	【編注】様式 23「重傷者等療養環境特別加算の施設基 正後の様式は本誌「新点数運用 Q&A」の資料1を参	
■594	下から2行目の 次に右を挿入	正後の様式は本誌「新点数連用 Q&A」の資料「を参照されたい。 【編注】様式 40 の 3「後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類」の様式が訂正された。 訂正後の様式は本誌「新点数運用 Q&A」の資料1を参照されたい。	
■604	上から1行目	A303 <u>-</u> 2 新生児 <b>治療回復室入院医療</b> 管理料	A303 <u>@</u> 2 新生児 <del>治療回復室入院医療</del> 集中治療室   管理料
<b>■</b> 605	下から 17 行目	看護師 <u>、</u> 病棟に専任の退院支援職員 <u><b>及び</b></u> 退院支援 部門の看護師 <u><b>並びに</b></u> 社会福祉士等が	** - * *
■609	下から 17 行目	(2) 地域連携診療計画加算に係る届出は、別添7の 様式 12 を用いる。これに添付する地域連携診療 計画は様式 12 の2に準じた様式を用いる。	(2) 地域連携診療計画加算に係る届出は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添27の様式12を用いる。これに添付する地域連携診療計画は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添2の様式12の2に準じた様式を用いる。
<b>■</b> 614	下から 17 行目 の次に右を挿入	【編注】様式 13 の 3「看護職員の負担の軽減及び処: 正された。訂正後の様式は本誌「新点数運用 Q&A	遇の改善に対する体制(新規・7月報告)」の様式が訂 」の資料1を参照されたい。

頁	訂正箇所	誤	正	
<b>■</b> 618	下から12行目	精神疾患診療体制加算に係る届出は別添7の様式	<u>精神科急性期医師配置加算</u> 精神疾患診療体制加	
		40の13を用いる。	<b>等</b> に係る届出は別添7の様式 40 の 13 <b>及び様式 53</b>	
	71270	Filtra - Filtra - Tab	を用いる。	
<b>■</b> 661	下から7行目	別添 6 の別紙 21 及び…	別添6の別紙21(【編注】別紙21「日常生活機能評	
			価票及び評価の手引き」の様式が訂正された。 訂正後の様式は本誌「新点数運用 Q&A」の資料	
			目上後の様式は本能・利点数連用 G&A]の資料     1を参照されたい。)及び…	
<b>■</b> 663	上から3行目の	  【編注】様式 49 の 2「回復期リハビリテーション病棟 ス	」 「とを旅ごれたい。) ( )	
	次に右を挿入	訂正された。訂正後の様式は本誌「新点数運用 Q8		
<b>6</b> 68	上から 17 行目	処置等の項目 (A 項目) <b>又は</b> …	処置等の項目(A 項目) <b>及び</b> …	
<b>■</b> 669	下から 12 行目	【編注】様式 13 の 3「看護職員の負担の軽減及び処	 遇の改善に対する体制(新規・7月報告)」の様式が訂	
	の次に右を挿入	正された。訂正後の様式は本誌「新点数運用 Q&A」の	)資料1を参照されたい。	
<b>■</b> 677	下から 5 行目の	(7) 当該入院料の算定対象となる患者は、A311 **		
	(7 <del>6</del> )~(8 <del>7</del> )(略)		:、A311 精神科救急入院料の( <u>7<del>6</del></u> )から( <u>9<del>8</del></u> )までの例	
<b>=</b> 607	を右に変更上から20行目	による。	4n □ 1/2 m −	
<b>■</b> 687		処置等の項目(A 項目) <u>又は</u> …	処置等の項目(A 項目) <u>及び</u> …	
<b>■</b> 695	下から5行目		様式 57 の 4 を用いる。作業療法士及び精神保健 福祉士を看護配置に含める場合には、様式 9 の勤	
		様式 57 の 4 を用いる。また、…	務実績表において、当該作業療法士及び当該精神	
			保健福祉士を准看護師として記入する。また、…	
<b>1</b> 712	上から 18 行目	施設共同利用率及び輸血管理料に係る新鮮凍結	施設共同利用率、及び輸血管理料に係る新鮮凍結	
		血漿・赤血球濃厚液割合等	血漿・赤血球濃厚液割合等 <b>及び保険医療機関間の</b>	
			連携による病理診断に係る病理標本割合	
<b>■</b> 716	下から 12 行目	(9) 処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1		
	に右に修正		び第一助手について、その手術の前日に当直等を行	
		っている者がある日数		
		(ハ)(ロ)に該当する場合は、所定点数の算定を	·開始した月の初日から同年 12 月末日までの実績を	
			が、施設基準に規定する年間実施日数を 12 で除して	
		得た数に所定点数を算定した月数を乗じて得た数 <u>以下以上</u> であれば、施設基準に適合して		
			としている場合は、翌年の4月1日から翌々年3月末	
		日まで所定点数を算定できる。 例:イの(ハ)による届出の場合		
		8月1日から新規に算定を開始した場合		
		・翌年3月末(③の前日)までは算定可		
			の適合性を判断(実施日数が、各施設基準に規定す	
			点数を算定した月数を乗じて得た数 <u>以下</u> 以上であれ	
		ば、施設基準に適合しているものと判断する。		
<b>■</b> 716	下から1行目	「別添1の第 79 の3の1の(2)の <b>ウの①又は②</b> 」	「別添1の第 79 の3の1の(2)の <b>イの①の(ア)又は</b>	
			<u>(イ)</u> ウの①又は②」	
<b>■</b> 717	上から6行目の	A103 の精神病棟入院基本料の精神科急性期医師配		
	下に右を追加		記基本料(精神病棟に限る。7対1入院基本料、10対1	
<b>7</b> 17	下から 6 行目の	入院基本料又は 13 対1入院基本料に限る。)を算定	9 る病保において油け口る場合に限る/	
<b>■</b> 717	次に右を挿入	D211-4 シャトルウォーキングテスト(時間内歩行試験	に係る届出を行っていない場合に限る)	
<b>1</b> 719	下から3行目	A238 退院調整加算	A238 退院調整加算 (注3に規定する届出を除く)	
<b>■</b> 719	下から3行目の			
	次に右を挿入	退院調整加算(注3に規定する届出に限る) → 退	院支援加算(注5に規定する届出に限る)	
<b>■</b> 719	下から1行目		精神科急性期医師配置加算(精神科急性期治療病	
		精神科急性期医師配置加算	棟入院料1を算定する病棟において算定する場	
			合に限る)	
<b>■</b> 720	上から 10 行目	植込型除細動器移植術及び植込型除 →	植込型除細動器移植術及び植込型除細動	
	の次に右を挿入	細動器交換術及び経静脈電極抜去術	器交換術及び経静脈電極抜去術	
		(レーザーシースを用いるもの)		
		内視鏡手術用支援機器加算 →	腔鏡下前立腺悪性腫瘍切除術 (内視鏡手術 用支援機器を用いるもの)	

最新の追補については、保団連 HP(http://hodanren.doc-net.or.jp/)でも紹介していきますので、ご確認下さい。

